

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表三件

## 福島県監査委員

### 監査公表第10号

平成27年2月13日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年5月29日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦  
26教財第1187号  
平成27年3月27日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 高 橋 金 一 郎

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成27年2月2日付け26福監第183号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

福島明成高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 現金の出納に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」	収納した現金の管理については、財務規則等に基づく事務処理を適正に行うため、事務処理マニュアルを策定し、

生産物売払収入については現金で収納しているが、生産物製作品生産台帳等に基づいて現金等出納簿が作成されずに記載漏れとなっている。また、生産物売払収入の調定及び指定金融機関への払込みが大幅に遅れているものがある（7件417,750円）など、前回の指導事項が改善されず、現金の管理が著しく不適切である。

1 平成25年8月13日（火）売上分  
（野菜類）

金額 129,000円

調定（収納）年月日 平成26年2月28日

2 平成25年8月13日（火）売上分  
（鶏卵）

金額 37,500円

調定（収納）年月日 平成26年3月13日

3 平成25年8月26日（月）売上分  
（鶏卵）

金額 81,000円

調定（収納）年月日 平成26年3月10日

4 平成25年9月20日（金）売上分  
（枝豆）

金額 15,000円

調定（収納）年月日 平成26年2月25日

5 平成25年9月24日（火）売上分  
（鶏卵）

金額 56,750円

調定（収納）年月日 平成26年3月12日

6 平成25年10月25日（金）売上分  
（野菜類）

金額 41,000円

調定（収納）年月日 平成26年3月7日

7 平成25年11月26日（火）売上分  
（鶏卵）

金額 57,500円

調定（収納）年月日 平成26年3月4日

「是正・改善等の意見」

収納した現金の管理については、関係規程に基づき適正に行うこと。

マニュアルに基づく事務処理を行っております。

また、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。

（監査総務課）

#### 監査公表第11号

平成27年3月27日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年5月29日

福島県監査委員 小松山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千代

福島県監査委員 尾形克彦  
26教財第1149号  
平成27年 3月27日

福島県監査委員 小松山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭 様  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 高 橋 金 一 閣

定期監査（技術監査）に係る措置状況について（通知）

平成27年 3月17日付け26福監第218号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

喜多方東高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況										
<p>「指摘事項」 対象工事名：喜多方東高校耐震改修工事 （一期工事） 発注前における工事の積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 積算に誤りがあったため、設計額が過大となっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>正 設 計 額</td> <td>80,531,280円</td> </tr> <tr> <td>誤 設 計 額</td> <td>84,573,720円</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td>4,042,440円</td> </tr> </table> <p>（内訳）</p> <table border="0"> <tr> <td>過 大 設 計 額</td> <td>4,372,920円</td> </tr> <tr> <td>過 小 設 計 額</td> <td>330,480円</td> </tr> </table> <p>(1) アンカー引張試験の採用単価に誤りがあり、積算が過小となっている。</p> <p>(2) 外部枠組足場の架設計画が過大であり、積算が過大となっている。</p> <p>(3) 鉄筋工事の鉄筋数量に誤りがあり、積算が過大となっている。</p> <p>(4) 金属製建具工事の一部について見積単価の設定に誤りがあり、積算が過小となっている。</p> <p>(5) 石油ストップ監視アウトレット取り外し及び再設置について積算システムにおける単価の条件設定入力に誤りがあり、積算が過小となっている。</p> <p>(6) 既設油配管セット撤去新設について積算システムにおける特殊施工単価のコード番号入力に誤りがあり、積算が過大となっている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。</p>	正 設 計 額	80,531,280円	誤 設 計 額	84,573,720円	差 額	4,042,440円	過 大 設 計 額	4,372,920円	過 小 設 計 額	330,480円	<p>当該工事の設計積算については、委託先である喜多方建設事務所において、建築・設備工事共通仕様書及び建築関係工事積算基準に基づき、仕様、数量及び採用単価の確認を再度行い、工事発注前に適正な設計書としました。</p> <p>今後は、設計積算等の誤りがないように、喜多方建設事務所との連携を密にし、またチェック体制を強化することで、工事の設計積算の適正な執行に努めてまいります。</p>
正 設 計 額	80,531,280円										
誤 設 計 額	84,573,720円										
差 額	4,042,440円										
過 大 設 計 額	4,372,920円										
過 小 設 計 額	330,480円										

（監査総務課）

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査

人橋本勉から平成27年3月27日に監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年5月29日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦  
平成27年3月27日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭 様  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

包括外部監査人 橋 本 勉 ㊞

平成26年度包括外部監査報告書について

地方自治法第252条の37第5項及び平成26年4月1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき包括外部監査の結果について別紙のとおり報告します。

(監査総務課)